事務所通信　No.361

令和７年１１月１日

社会保険労務士法人

新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所 ☎ 0254-22-5649 (代)

年末調整の手続き

年末調整の時期が近づいてきました。今回は、手順を含め手続きについてまとめました。

１．扶養控除申告書のチェック

令和７年分扶養控除申告書の提出モレがないかチェックし、未提出が有ったら回収



２．申告書の配布

★①令和８年分扶養控除等申告書（扶）

★②令和７年分保険料控除申告書（保）

★③令和７年分基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書（基・配・特・所）

３．申告書他提出書類の回収



★配布した書類（①～③）

★保険料控除証明書類

（各保険会社等から発行されたもの）

★当年中途入社した方については令和７年分の前職の源泉徴収票

★ 住宅ローンを利用しマイホームの取得等をした（初年は確定申告なので２年目以降の）方については住宅借入金等特別控除申告書・金融機関の残高証明書

４．書類の内容確認・給与システムに入力

書類の回収が終わったら、書類の内容をチェックし12月の給与計算前までに給与システムに入力を終了



５．年末調整

12月の給与計算とともに（あるいは給与計算後）年末調整を行い、源泉徴収簿のチェックをし源泉徴収票を各人ごとに作成

６．後処理

１月中旬ころまでに給与支払報告書は市区町村へ、法定調書合計表は税務署へ提出

７．４．書類の内容確認についての詳細

★（扶）のチェック項目

住所変更がないか、16歳以上か未満か、同居老親等かその他か、特定扶養親族か、障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生ではないか

★（保）のチェック項目

保険料控除証明書と記載内容が異なっていないか（金額・区分の新旧・保険料負担が本人か）、計算が誤っていないか

★（基・配・特・所）のチェック項目

本人・配偶者の所得金額が誤っていないか、特定親族ではないか（該当する場合には所得金額が誤っていないか）、給与収入が850万円超であれば、所得金額調整控除申告書欄に記載が有るか

▲今年の年末調整は、申告書様式の一部変更・控除額の変更・新たな控除が創設されるなど例年以上に手続きの負担が大きくなると思われます。負担を軽減するためにも変更内容について社内で周知をし、本人・ご家族の正しい収入金額の記載、書類の早期回収等に協力いただき、余裕をもって手続きに臨みましょう。

転職先で育児時短就業給付金を再開

転職先の事業所で育児時短就業給付金（以下「時短給付金」という。）の支給を再開する場合の留意点です。



▲令和７年４月以降、新たに雇用保険の被保険者（以下「被保険者」という。）となった方が以前に時短給付金の受給手続きを行っており、新たに被保険者となった事業所で時短給付金の支給を受けられる可能性がある場合、資格取得届の手続きによりハローワークから交付される書類に「**育児休業等給付受給可」と表示されます。

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）のイメージ



★再開支給要件

①２歳未満の子を養育するために、(注1) 育児時短就労する雇用保険の被保険者であること

②新たに被保険者となる前の被保険者期間に空白期間が有る場合は、その間に基本手当等の受給資格決定を受けていないこと



★支給手続き

①ハローワークに申し出て「時短給付金支給申請書」の交付を依頼する

②支給申請は原則２か月毎に被保険者を雇用する事業主が行う。 ただし、被保険者が希望する場合は被保険者が自ら申請を行うことや１か月毎に支給申請を行うことも可能

（注1）：新たに被保険者となった事業所で時短勤務を行うほか、新たに被保険者となった当初からパートタイムや短時間正社員であって、１週間当たりの所定労働時間が、以前に被保険者であった事業所と比較して短い場合も含まれます。

被扶養者資格再確認について

令和７年10月下旬から令和７年度の「被扶養者状況リスト」が事業主宛てに送付されています。扶養解除の可能性が高い、以下の対象者に絞り確認業務を実施されます。

①健康保険の資格が重複している可能性が高い方

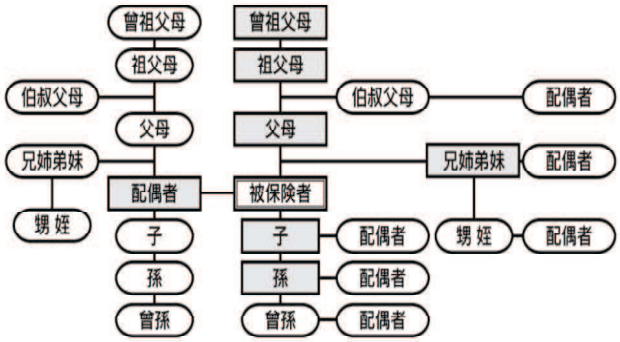
②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方

③令和６年中の課税収入額が130万円（60歳以上は180万円）の金額を超過している方

（18歳未満の方や直近で認定された方は除く）

□：被保険者と同居していなくてもよい人

○：被保険者と同居していることが要件の人



★年間収入について

①60歳未満でも障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満

②**19歳以上23歳未満**の方（認定を受ける年の12月31日時点の年齢で判定）の**令和７年10月１日以降の被扶養者認定**における年間収入要件が130万円未満から**150万円未満**に変更。認定日が令和７年9月30日以前の場合には、従前の130万円未満が適用される



▲一時的な収入変動が有る場合

被扶養者の収入確認を行った際に年間収入が収入要件以上の場合であって、人手不足による労働条件の延長等に伴い、一時的に収入が増加していることが確認出来た場合は、**「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書**を提出

被扶養者の年間収入の認定について

現在、被扶養者として届出に係る者（以下「認定被保険者」という。）の年間収入については将来の収入の見込みなどから今後１年間の収入の見込み（所定外賃金を含む）により判定されていますが、労働条件の内容によって被扶養者の認定を行う場合は「労働条件通知書」等の労働契約の内容が分かる書類の添付により、所定外労働に対する賃金は年間収入に含まない取扱いが**令和８年４月１日より適用**されます。

☆下記の本にご興味のある方は、是非、本屋さんへ！！

■ 拾い読みの読書

多動脳　ＡＤＨＤの真実

著　者／ アンデシュ・ハンセン 久山葉子（訳）

出版社／ 新潮新書　　1,200 円＋税

注意力散漫、移り気、そそっかしい・・・
その「弱点」が「能力になる！」が

▲Ｐ68　ADHDの特徴といえば衝動的、直に注意が逸れる、じっとしていられない、実行力がある、強いエネルギーを持っている、加えて常にスイッチが「オン」になっているといったものだ。それに常に刺激を求め、ルーチンが苦手、短時間ならハイパーフォーカスができる。つまり優秀な狩人の特徴に完全に当てはまる。つまり今日のADHDと呼ばれる特徴は人類の歴史のほとんどの期間、生き延びるために重要だったのだろう。しかし人間はここ数百年でライフスタイルを激変させた。特徴に合わない社会を作り上げてしまったのだ。

▲Ｐ123 起業家の多くにADHDを思わせる特徴があるのも偶然ではないのだろう。じっとしていられない、リスクを冒しがち、エネルギーレベルが高いといった特徴はまさに優秀な起業家のためにあるようなものだ。

▲Ｐ155 運動は天然の治療薬・・・

運動はADHDの人の心配や不安を２方向から取り除いてくれる。集中力が上がれば心配が減るし、運動には純粋に不安を抑制する効果もあるからだ。

▲Ｐ167 人間は学校に不向き？・・・

今の学校制度には200年の歴史があるものの、私たちの脳は数百万年かけた進化の結果であり、進化というものは大きな変化が起きるまで非常に時間がかかるものだ。私たちの脳はまだサバンナにくらしているのだ。

▲Ｐ205 誰にでもADHDの傾向があり、その傾向が強い人も弱い人もいる。強い傾向がある人は診断を受けて薬を処方される前に、教室、職場、家庭で変えられる点はないか探ってみてほしい。

拾い読みの読書　Ⅱ

世界秩序が変わるとき
新自由主義からのゲームチェンジ

著　者／ 齋藤 ジン

出版社／ 文春新書　　1,050 円＋税

第１章　新自由主義とは何だったのか？

「新自由主義」の三大要素／「小さな政府」から「大きな政府」へ／次に来る世界観とは？

第３章　「失われた３０年」の本質

日本が直面する「三度目の大転換」／下駄をはかせてもらった高度成長／風向きが変わり始めた1980年代／冷戦後に失った有利なゲームルール／アメリカが態度を変える「二つの条件」／雇用を切り捨てられなかった日本／「リストラは恥」と考えた日本人／デフレを選んだ日本人

第４章　中国は投資対象ではなくなった

第５章　強い日本の復活

不可逆的な脱デフレ／ゾンビ社員の消滅と人手不足／再び「勝てる席」へ座らせた日本

第６章　新しい世界にどう備えるか

日本は相対的勝者になる／結局アメリカは強い／チャンスを活かすか、傍観するか／日本のなすべきこと／個人としてなすべきこと

■ 画像通信



自作「ぐい呑み」

地元酒蔵（菊水酒造）売店に置かせて頂くチャリティ品。

お買い上げいただく方に、可愛がってもらえと送り出す。

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　相談役 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (361号)

■ 雷様 (R7.10.2)

▲お盆あたりから雷が鳴ることが多いと感じていたが、今朝方も雷雨に目が覚め、「雷雨は豊作の予兆」の言い伝えを思い起こしていた。

▲雷の放電で大気中の窒素が植物の成長に不可欠な窒素酸化物に変化して土壌に降り注ぐこと、雨が土壌に水分を供給すること、一時的に気温を下げて暑さから作物を守るからだという。

▲春先の米騒動の頃、静岡の先輩から決算賞与のおまけに全社員にコシヒカリを贈りたいと手配を頼まれたことがあったが、その米の美味さに同じ産地の新米を頼まれ、産直市場のＳ社長に電話したところ、猛暑、雨不足で心配していたが、大事な時期に雨が間に合い、品質、量とも申し分ない豊作と声が弾んだことと符合した。

▲何せ、人口減少、少子高齢化、バブル崩壊以降30年に及ぶ賃金も物価も上がらないデフレの景気停滞の暗さに慣れてしまった中で、漸くデフレ解消に向かっているものの、物価高に賃金上昇が追いつかず、財布の紐は硬いままなのだ。

▲その中で、JAの農家への仮渡金が、新潟県産一般コシヒカリ60kgが昨年の17,000円から33,000円に急騰し、農家からは消費者のコメ離れを心配しながらも、借り入れ金返済や待ちに待った農機具等の更新などの明るい話も聞こえて来る。

▲稲作は新発田の主力産業である。豊作でその潤いが消費に回り、地域の経済が好循環する切っ掛けとなる、そんな期待も抱かせる。

▲一方、酒や米菓など米を主原料とする企業は大きな困難を抱えるが、雷様のお蔭で凶作にだけはならなかったと発奮するしかあるまい。

■ ぐい呑みサポーター (R7.10.7)



▲暇に任せて趣味の陶芸で作った「ぐい呑み」を地元酒蔵（菊水酒造）の売店に置かせて貰い、売上金全額をフードバンクの活動資金の足しにと寄付を続けているが、物価高騰で活動資金に難儀しているという話を聞き、何とか支援額を増す方法はないかと思案した。

▲５年前の１個 831円（県最低賃金）の価格は、今では1,000円まで上げたが、完成まで轆轤～高台削り出し～素焼き～本焼きと手間がかかり中々数も増やせず、支援が追いつかない。

▲そこで閃いたのが、昨年に続き今年も応じたケニアのストリートチルドレンの支援を目的とし、登録ランナーの完走距離に応じた額を寄付をする「ナイロビマラソン・チャリティーラン・サポーター募集」。それに倣い、売れた「ぐい呑み」１個に付き一定額を寄付してもらう「サポーター」を募集することだった。

▲例えば、支援額を１個につき200円で、サポーターが50人集まった場合、お買い上げ1,000円にサポーター50人の支援金10,000円が加わり、合計11,000円となる。１回の窯（本焼き）で焼き上がる50個が完売したとすると11,000円×50個＝55万円になるではないか。取らぬ狸の皮算用ながら我ながら上手いことに気付いたと手を打った。

▲それにしても、人様にお金の無心をすることの心苦しさもあり、どのようにサポーターをお願いするか、そして快諾してもらうには如何なる準備が必要かと思いを巡らせている。

▲一方で、ケニアのストリートチルドレンなどに見る絶対的貧困と、豊かな国での相対的貧困の意味と、それぞれの根本的解決策に思いを致した。